

令和5年度

要覧



かごしま県民大学中央センター



892-0816

鹿児島市山下町14番50号

かごしま県民交流センター内

TEL 学習推進係 099-221-6604

学習情報係 099-221-6606

FAX 099-221-6640

目 次

I	概 要	1
1	組織概要		
2	運営方針		
3	事業体系		
II	事業概要	5
1	学習機会の提供		
2	学習情報の提供		
3	調査・研究		
4	その他		
5	年間行事計画		
III	施設利用状況（令和4年度）	14
	〈関係資料〉		
	かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例	15

I 概要

1 組織概要

沿革

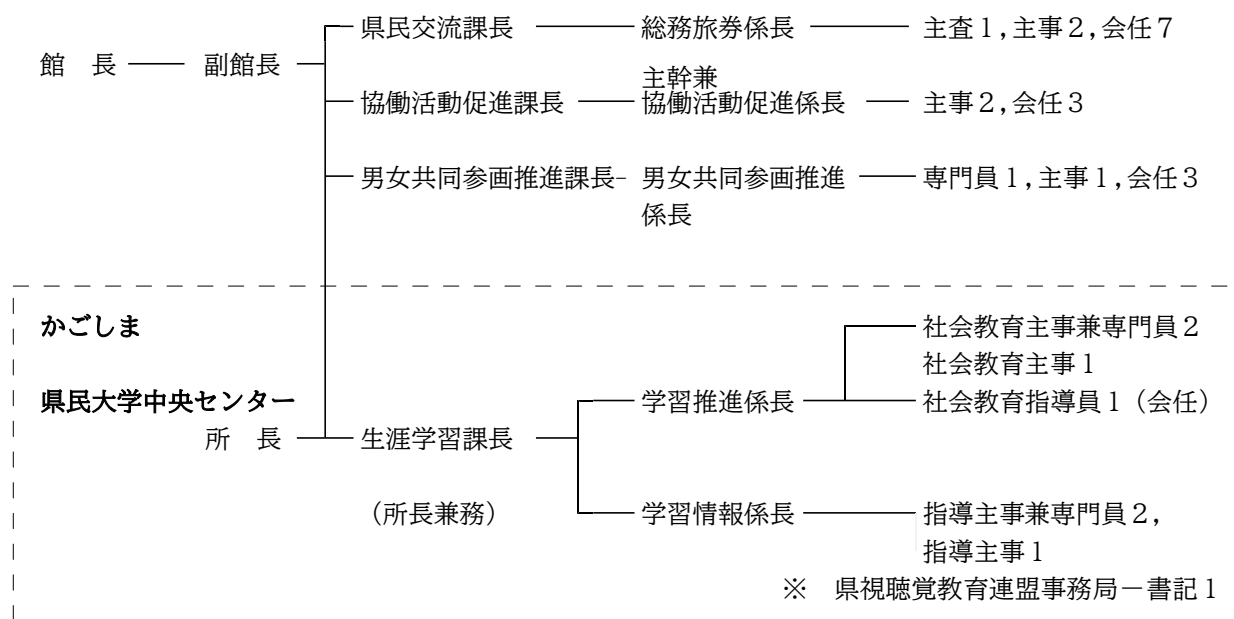
平成11年3月	かごしま県民交流センター基本設計
平成12年3月	かごしま県民交流センター実施設計
平成12年7月21日	かごしま県民交流センター起工式
平成14年10月15日	かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例公布
平成15年3月25日	かごしま県民交流センター竣工
平成15年4月1日	「かごしま県民大学中央センター」の発足
〃	初代 田中 孝一 所長 着任
平成15年4月22日	かごしま県民交流センター開館
平成15年5月17日	オープン記念「生涯学習県民フェア」の開催
平成16年2月3日	鹿児島県視聴覚教育連盟創立50周年記念式典
平成16年4月1日	二代 小園 和年 所長 着任
平成16年5月30日	開館1周年記念「特別講演会」の開催
平成16年7月27日	平成16年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成16年11月12日	第16回「鹿児島県生涯学習県民フェア」の開催（末吉町）
平成17年4月1日	かごしま県民大学連携講座（大学等）の開始
平成17年7月22日	平成17年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成18年1月20日	第17回「鹿児島県生涯学習県民フェア」の開催（南さつま市）
平成18年7月19日	平成18年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成19年4月1日	三代 原之園 政治 所長 着任
平成19年7月19日	平成19年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成20年4月1日	かごしま県民大学連携講座（鹿児島市教委）の開始
平成20年7月15日	平成20年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成21年4月1日	四代 海江田 修誠 所長 着任
平成21年7月16日	平成21年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成22年4月1日	五代 橋口 紀文 所長 着任
平成22年7月15日	平成22年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成23年9月6日	平成23年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成24年4月1日	六代 今和泉 俊幸 所長 着任
平成24年8月8日	平成24年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成25年4月1日	七代 北之園 千春 所長 着任
平成25年8月8日	平成25年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成26年4月1日	八代 諏訪原 裕子 所長 着任
平成26年8月8日	平成26年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成27年7月24日	平成27年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成28年4月1日	九代 六笠 登由 所長 着任
平成28年8月9日	平成28年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成29年4月1日	十代 大山 涼子 所長 着任
平成29年7月27日	平成29年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成30年7月26日	平成30年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
令和元年9月13日	「かごしま県民大学推進協議会」の廃止
令和2年4月1日	十一代 青谷 有美代 所長 着任
令和4年4月1日	十二代 下屋敷 由貴子 所長 着任

設置目的

かごしま県民交流センターに県民の生涯学習の促進及び視聴覚教育の振興のための中核的な施設として「かごしま県民大学中央センター」を設置する。

組織図

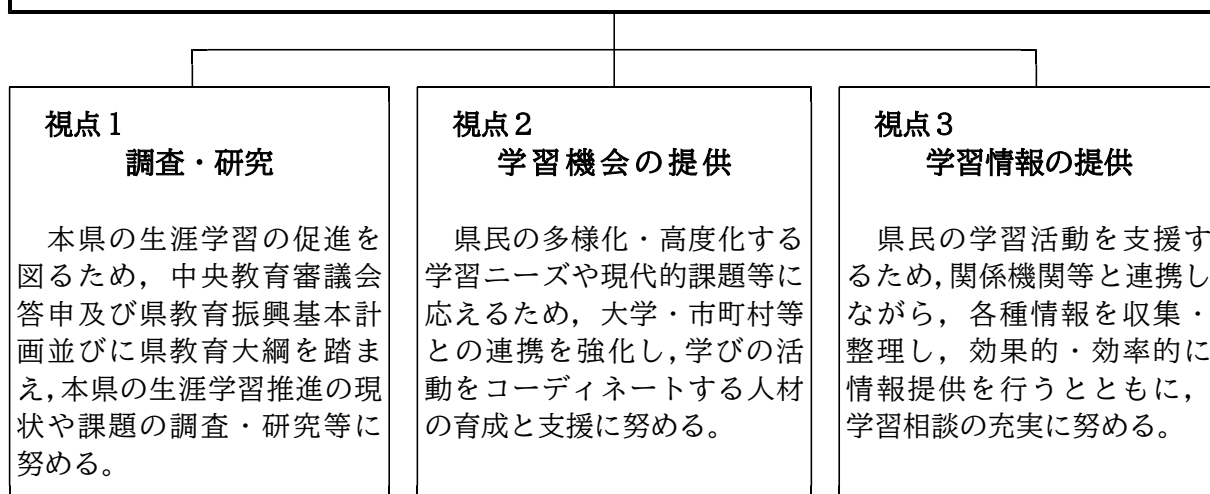
(かごしま県民交流センター)



*会任…会計年度任用職員(旧非常勤職員)

2 運営方針

本県の生涯学習推進のための中核施設として、県下全域を生涯学習のキャンパスとする「かごしま県民大学」構想の充実を図るため、市町村・大学等との連携を強化しながら、調査・研究、学習機会の提供、学習情報の提供等を行う。



事務分掌

職名	氏名	事務分掌
所長兼 生涯学習課長	下屋敷由貴子	・センターの総括
学習推進係長	和田 賢	・係事務の総括 ・かごしま県民大学中央センターの推進計画 ・勤務 ・予算及び庶務
社会教育主事 兼 専門員	松元 智	・生涯学習県民大学講座 ・学習プログラム開発（新たな生涯学習モデル） ・障害者の生涯学習の研究・推進 ・市町村教育委員会との連携
社会教育主事 兼 専門員	戸高 陽子	・かごしま県民大学中央センター大学等連携懇談会 ・かごしま青年塾 ・生涯学習に関する調査・研究
社会教育主事	鎌田 秀三	・かごしま県民大学連携講座 ・社会教育・生涯学習現状調査 ・事業報告書、『学びの手帳』推進事業 ・人権同和教育，職員研修
社会教育 指導員	鶴木 孝夫	・生涯学習ふれあい展示 ・広報（定期発行物等）・館内掲示 ・生涯学習相談 ・各業務の補助
学習情報係長	野口 豪	・係事務の総括 ・県視聴覚教育連盟の運営 ・予算及び庶務 ・情報資産管理（デジタル化対応，著作権を含む）
指導主事 兼 専門員	上三垣 賢一	・メディア研修講座（テーマ学習型） ・社会教育・生涯学習現状調査 ・広報（県政，本庁関連等）・メールマガジン ・利用統計
指導主事 兼 専門員	畠山 哲也	・メディア研修講座（アドバンス型） ・情報システム管理（指導者・講師情報，デジタルコンテンツ） ・情報機器管理 ・学習モデル開発（DX推進事業関連，技術支援等）
指導主事	武田 恭輔	・メディア研修講座（サポート型） ・視聴覚ライブラリー ・施設・研修室運用 ・ホームページ管理

3 事業体系

学習機会の提供	学習情報の提供	調査・研究
生涯学習県民大学講座	情報システムによる情報提供	鹿児島県社会教育・生涯学習現状調査
メディア研修講座	生涯学習に関する情報誌等の発行	学習プログラムの開発
かごしま青年塾	生涯学習に関する資料等の配架、掲示	生涯学習の体系的な整備
	生涯学習ふれあい展示	かごしま県民大学中央センター大学等連携懇談会
かごしま県民大学連携講座	各大学等における公開講座等	
とことまなぶー講座	生涯学習相談窓口 「学びの手帳」推進事業	
	県視聴覚ライブラリー運営	

II 事業概要

1 学習機会の提供

(1) 生涯学習県民大学講座

市町村や大学等と連携して、現代的課題や市町村が抱える課題を解決するための学習機会を提供することにより、市町村の実情に即した生涯学習の振興を支援する。

ア テーマ学習型（講義形式を基本とする講座）…1講座90分

イ プロジェクト型（ワークショップ等を取り入れた講座）…内容に応じて設定

ウ アドバンス型（先進的でモデル的な内容の講座）…当センターによる企画・実施

内 容	主に現代的課題の解決に資する内容（開催を希望する市町村が抱える課題）等
講座数	28講座
会 場	13市町 鹿児島市（かごしま県民交流センター）、日置市、十島村、枕崎市、さつま町、志布志市、大崎町、錦江町、肝付町、屋久島町、奄美市、天城町、与論町
対 象	県民
定 員	各会場30人程度

(2) メディア研修講座

県内市町村等におけるメディア研修の充実及び視聴覚教材の利用促進を図るために、市町村等生涯学習・社会教育関係者等を対象としてICT機器等を使用した研修を行う。市町村等におけるICT機器等を有効に活用できる指導者等を養成するとともに、デジタル・デバイド解消に向けたデジタル人材の育成を通して、ICT機器等を活用した生涯学習を推進する。

ア テーマ学習型（講義・演習を中心とする講座） 会場 | かごしま県民交流センター

内 容	期 日
視聴覚教材予約システムの効果的な活用	5/20
Web会議システムの効果的な活用(初級編)	6/24, 11/9
Web会議システムの効果的な活用(中級編)	7/22, 12/7
読みたくなる広報・チラシづくり	9/16

イ サポート型…市町村等からの要請に応じた講師派遣及び技術支援

内 容	期日等
・遠隔会議システムを活用したオンライン講座の企画・運営に関すること ・情報モラル教育に関すること ・ビデオ撮影やパソコンによるビデオ編集に関すること 等	随時 (会場は希望市町村等による)

ウ アドバンス型…先進的でモデル的な内容の講座 会場 | かごしま県民交流センター

内 容	期 日
生涯学習・社会教育におけるデジタル・デバイド(情報格差)の解消に向けた新たな研修や講座のあり方	10/14

(3) かがしま青年塾

これからの鹿児島を担う青年層を対象として、各界で活躍する経営者やリーダー等との交流や現地での研修等を行い、次世代かごしまの地域を支えるリーダーを育成する。

内 容	・各界で活躍する経営者やリーダーを講師に迎えて実施する特別講演 ・県内企業等での現地研修 ・県内若手リーダー等との交流会	・コミュニケーションを深める宿泊研修 ・ファシリテーション等に関する研修 等
期 日	令和5年6月～12月（月1回程度・全7回／原則、日曜日の実施）	
会 場	かがしま県民交流センター 青少年研修センター ほか	
対 象	概ね18歳から35歳程度の学生・社会人で、原則、毎回参加可能な県内在住の方	
定 員	30人程度	

(4) かがしま県民大学連携講座

県民の多様化・高度化する生涯学習ニーズに応えるため、大学等の教育機関、市町村等の公的機関、民間の団体等と連携して公開講座等を実施する。

ア とことんまなぶ一講座（かがしま県民交流センターで実施する講座）[6団体 6講座]

大学・短期大学等	5団体	5講座・14回]
・鹿屋体育大学		1講座・3回
・第一工科大学		1講座・3回
・鹿児島純心女子短期大学		1講座・5回
・鹿児島大学		1講座・1回
・鹿児島工業高等専門学校		1講座・2回
自主団体等	1団体	1講座・5回]
・スポーツウエルネス吹矢鹿児島中央支部		1講座・5回

イ 各大学等における公開講座等

各大学等が各大学等において実施する講座（→学習情報の提供）

2 学習情報の提供

(1) 学習成果の展示

生涯学習ふれあい展示（年2回・10日間程度）7月、10月 13団体

- ・ 県，市町村等の作品や各地域で生涯学習に取り組んでいる団体・個人の作品展示
- ・ 教育機関などの活動状況等の紹介

(2) 情報システムによる情報提供

ア 指導者・講師情報，映像教材の活用事例

- ・ 指導者や講師の情報，県や地域視聴覚ライブラリー等が保有する映像教材の活用事例の収集及び情報提供

イ その他の情報

- ・ 「かごしま県民交流センター情報システム」の生涯学習に係るWebページの追加・更新
- ・ 生涯学習に関する「情報データベース」の更新及び活用のための広報周知

(3) 学習情報の集約・提供

「メールマガジンの配信」（毎月発行 年12回）

- ・ 市町村教育委員会，教育事務所等を通じて県民への適切な生涯学習情報を届けるために，かごしま県民大学中央センターの取組をはじめ各市町村が実施している取組や情報，他県の情報等を集約して紹介

「生涯学習だよりの発行」（奇数月発行 年6回）

- ・ 事業の実施状況など，当センターの取組を紹介

「生涯学習講座情報」の発行（実施月に合わせて発行 年10回程度）

- ・ 実施講座等の告知・紹介

「生涯学習講座案内」の発行 5月（年1回）

- ・ かごしま県民大学連携講座（とことんまなぶ一講座＋各大学等における公開講座）やかごしま文化ゾーン施設が実施する各種講座，県内市町村が実施する講座等の紹介

(4) 生涯学習資料の展示

県内の生涯学習に関する情報の提供

- ・ 県，市町村，民間教育機関，企業等の生涯学習に関する情報（ちらし・パンフレット等）の提供及び展示

(5) 「かごしま県民大学『学びの手帳』」推進事業

各種講座の学習履歴，賞状の授与

- ・ かごしま県民交流センターや市町村等が主催する各種講座の受講を記録するための「学びの手帳」の配付（年齢不問，無料）
- ・ 修得単位に応じた賞状の授与

(6) 生涯学習相談窓口

県民の来所相談，電話等による相談窓口

- ・ 県内の生涯学習講座の開設状況や講座内容，学習サークルの育成・支援に関する相談等への対応

3 調査・研究

(1) 生涯学習に関する調査・研究

県の生涯学習の中核機関として、現代的課題や、多様化・高度化する県民の学習ニーズに応じた学習プログラム等を開発し、充実を図るために、調査・研究を進める。

- ・鹿児島県の社会教育・生涯学習現状調査
- ・県民の学習ニーズに関する調査研究
- ・学習プログラム開発
- ・生涯学習の体系的な整備

(2) かがしま県民大学中央センター大学等連携懇談会

大学等（高等教育機関）の知の財産を活用したさらなる生涯学習の振興を図るために、県内の大学等に呼びかけて、かがしま県民大学中央センター大学等連携懇談会を開催し、県と大学等の共催による講座等の開催や、当センター主催事業への参画などについて幅広く情報交換を行う。

- ・懇談会：11月開催予定

4 その他

視聴覚サービス

(1) 映像教材の貸出

学校教育・社会教育の関係機関・団体等における学習を支援するためのビデオやDVD等の映像教材の貸出

- ・貸出は「県視聴覚ライブラリー教材貸出要項」による。「視聴覚ライブラリー予約管理システム」及び「LiCS-Re」により、教材管理及び貸出業務の効率化を図る。
- ・地域に関する郷土教材の収集を行い、県視聴覚ライブラリー等による提供に努める。

(2) 県視聴覚教育連盟の運営

県視聴覚教育連盟の事務局として、映像教材の整備・貸出、県自作視聴覚教材コンクールの事業を行う。

(3) その他の機関・団体との連携

県教育庁社会教育課，市町村教育委員会，地域視聴覚ライブラリー等と連携して，当県における教育メディアの利用促進を図る。

5 年間行事計画（令和5年度）

4月		5月		6月	
日付	行事	日付	行事	日付	行事
1 土		1 月	休館日	1 木	
2 日		2 火		2 金	
3 月	休館日	3 水	憲法記念日	3 土	
4 火	辞令交付式	4 木	みどりの日	4 日	
5 水	行事打合せ	5 金	こどもの日	5 月	休館日
6 木	県視連会計監査	6 土		6 火	
7 金		7 日		7 水	ｽﾏｰｲﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞ
8 土		8 月	休館日	8 木	
9 日		9 火		9 金	
10 月	休館日	10 水		10 土	
11 火		11 木		11 日	
12 水		12 金		12 月	休館日
13 木		13 土		13 火	
14 金	県視連理事会, 常任委員会	14 日		14 水	
15 土		15 月	休館日	15 木	
16 日		16 火		16 金	第2回ｽﾏｰｲﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞ
17 月	休館日	17 水	ｽﾏｰｲﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞ	17 土	
18 火		18 木		18 日	
19 水		19 金	第1回ｽﾏｰｲﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞ	19 月	休館日
20 木		20 土		20 火	
21 金	県視連定期総会	21 日		21 水	
22 土		22 月	休館日	22 木	
23 日		23 火		23 金	
24 月	休館日	24 水		24 土	
25 火		25 木		25 日	第1回かごしま青年塾
26 水		26 金	県視連専門部会	26 月	休館日
27 木		27 土		27 火	
28 金		28 日		28 水	ｽﾏｰｲﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞｲﾝｼﾞﾌﾞ
29 土	昭和の日	29 月	休館日	29 木	
30 日		30 火		30 金	
		31 水			

県視連…鹿児島県視聴覚教育連盟, [連携]…かごしま県民大学連携講座・とことまなぶー講座

7月		8月		9月	
日付	行事	日付	行事	日付	行事
1 土		1 火		1 金	
2 日	県民大学講座（宇検村）	2 水		2 土	「【連携】鹿工専」
3 月	休館日	3 木		3 日	
4 火		4 金	◎かごしま総文祭（7/29-8/4）	4 月	休館日
5 水	メイト研修(アドバンス型)	5 土		5 火	
6 木		6 日		6 水	
7 金	ふれあい展示（設営日）	7 月	休館日	7 木	
8 土	ふれあい展示（～7/16）	8 火		8 金	
9 日		9 水		9 土	
10 月	休館日	10 木		10 日	
11 火		11 金	山の日	11 月	休館日
12 水		12 土		12 火	
13 木		13 日		13 水	
14 金		14 月	休館日	14 木	
15 土	県民大学講座（大崎町） 「【連携】純心女子短」	15 火		15 金	第4回メイト研修(7-2型)
16 日	ふれあい展示（最終日）	16 水		16 土	
17 月	海の日	17 木		17 日	
18 火	休館日	18 金	県民大学講座（日置市）	18 月	敬老の日
19 水		19 土	県民大学講座（鹿児島市） 「【連携】純心女子短」	19 火	休館日
20 木		20 日		20 水	県民大学講座（枕崎市）
21 金	第3回メイト研修(7-2型)	21 月	休館日	21 木	
22 土	「【連携】純心女子短」	22 火		22 金	県視連教材選定委員会
23 日	第2回かごしま青年塾	23 水		23 土	第4回かごしま青年塾～24日 「【連携】スポーツ吹矢」 秋分の日
24 月	休館日	24 木		24 日	
25 火	県民大学講座（十島村）	25 金		25 月	休館日
26 水		26 土	「【連携】純心女子短」 「【連携】鹿児島大学」	26 火	
27 木		27 日	第3回かごしま青年塾	27 水	
28 金		28 月	休館日	28 木	
29 土	「【連携】純心女子短」 ◎かごしま総文祭（7/29-8/4）	29 火		29 金	「【連携】鹿屋体大」
30 日		30 水		30 土	「【連携】スポーツ吹矢」
31 月	休館日	31 木			

10月		11月		12月	
日付	行事	日付	行事	日付	行事
1 日		1 水		1 金	県民大学講座（中種子町）
2 月	休館日	2 木		2 土	「【連携】鹿工専」
3 火		3 金	文化の日	3 日	
4 水		4 土		4 月	休館日
5 木		5 日	ふれあい展示（最終日）	5 火	
6 金	「【連携】鹿屋体大」	6 月	休館日	6 水	
7 土	「【連携】スポーツ吹矢」 ◎燃ゆる感動かごしま国体（10/7-10/17）	7 火		7 木	
8 日		8 水	メディア研修(7トランス型)	8 金	
9 月	スポーツの日	9 木		9 土	
10 火	休館日	10 金		10 日	
11 水		11 土		11 月	休館日
12 木		12 日	県民大学講座（薩摩川内市）	12 火	
13 金	「【連携】鹿屋体大」	13 月	休館日	13 水	
14 土		14 火		14 木	
15 日		15 水		15 金	
16 月	休館日	16 木		16 土	県民大学講座（南九州市）
17 火	◎燃ゆる感動かごしま国体（10/7-10/17）	17 金	県視連自作コン審査会	17 日	第7回かごしま青年塾
18 水		18 土		18 月	休館日
19 木		19 日		19 火	
20 金	第5回メディア研修(テーマ型)	20 月	休館日	20 水	
21 土	県民大学講座（南種子町） 「【連携】第一工科大」 「【連携】スポーツ吹矢」	21 火		21 木	
22 日	第5回かごしま青年塾	22 水	メディア研修(7トランス型)	22 金	
23 月	休館日	23 木	勤労感謝の日	23 土	「【連携】第一工科大」
24 火		24 金		24 日	
25 水		25 土	「【連携】第一工科大」	25 月	休館日
26 木		26 日	第6回かごしま青年塾	26 火	
27 金	ふれあい展示（設営日）	27 月	休館日	27 水	
28 土	「【連携】スポーツ吹矢」 ふれあい展示 ◎燃ゆる感動かごしま大会（10/28-10/30）	28 火		28 木	仕事納め式
29 日		29 水		29 金	休館日
30 月	休館日 ◎燃ゆる感動かごしま大会（10/28-10/30）	30 木		30 土	休館日
31 火				31 日	休館日

1月			2月			3月		
日付	行事		日付	行事		日付	行事	
1	月	元日 休館日	1	木		1	金	
2	火	休館日	2	金		2	土	
3	水	休館日	3	土		3	日	
4	木	仕事始め式	4	日	県民大学講座（大和村）	4	月	休館日
5	金		5	月	休館日	5	火	
6	土		6	火		6	水	
7	日		7	水		7	木	
8	月	成人の日	8	木		8	金	
9	火	休館日	9	金		9	土	
10	水		10	土		10	日	
11	木		11	日	建国記念の日	11	月	休館日
12	金		12	月	振替休日	12	火	
13	土	県視連自作ｺﾝ表彰式	13	火	休館日	13	水	
14	日		14	水	県民大学講座（霧島市）	14	木	
15	月	休館日	15	木		15	金	
16	火		16	金		16	土	
17	水		17	土		17	日	
18	木		18	日		18	月	休館日
19	金	ふれあい展示特別展（設営日）	19	月	休館日	19	火	
20	土	県民大学講座（鹿児島市） ふれあい展示特別展	20	火		20	水	
21	日		21	水		21	木	春分の日
22	月	休館日	22	木		22	金	
23	火		23	金	天皇誕生日	23	土	
24	水		24	土		24	日	
25	木	ふれあい展示特別展（最終日）	25	日		25	月	休館日
26	金		26	月	休館日	26	火	
27	土		27	火		27	水	
28	日	県民大学講座（知名町）	28	水		28	木	
29	月	休館日	29	木		29	金	
30	火					30	土	
31	水					31	日	

Ⅲ 施設利用状況（令和4年度）

施設利用

(1) かがしま県民交流センター(生涯学習関係利用者)

(人)

月	5 F 視聴覚フロア				2 F	5 F 以外		2 F・6 F	総計
	研修講座		来所相談	ライブラリー	来所相談	研修講座		展示スペース 情報サロン ギャラリー	
	対面	オンライン				対面	オンライン		
4月	64	34	0	28	3	0	0	629	758
5月	30	10	2	16	0	22	0	641	721
6月	25	50	0	11	0	151	51	912	1,200
7月	21	0	0	19	0	205	24	809	1,078
8月	25	0	0	14	2	185	0	1,458	1,684
9月	24	0	0	19	0	187	13	1,337	1,580
10月	46	22	0	12	0	174	48	1,539	1,841
11月	5	0	0	28	0	114	56	1,511	1,714
12月	21	0	0	18	2	65	0	1,138	1,244
1月	2	0	0	42	1	0	0	1,123	1,168
2月	2	1	1	7	0	433	0	1,284	1,728
3月	0	0	0	9	1	0	0	851	861
合計	265	117	3	223	9	1,536	192	13,232	15,577

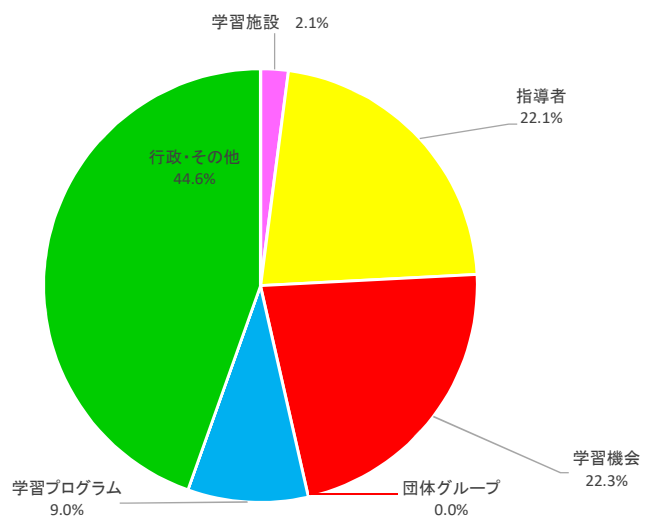
(2) 視聴覚教材

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
貸出本数	136	124	131	152	143	142	114	151	155	157	85	128	1,618
利用人数	508	6,304	6,268	3,818	1,879	5,683	539	1,940	1,827	1,555	1,138	1,468	32,927

生涯学習相談

(件)

相談内容	係	来所	電話	計	割合(%)
学習施設に関すること	学習推進	0	5	5	
	学習情報	0	7	7	
	小計	0	12	12	2.1
指導者に関すること	学習推進	2	114	116	
	学習情報	0	12	12	
	小計	8	126	128	22.1
学習機会に関すること	学習推進	5	107	112	
	学習情報	0	17	17	
	小計	5	124	129	22.3
学習プログラムに関すること	学習推進	0	36	36	
	学習情報	1	15	16	
	小計	1	51	52	9.0
団体・グループに関すること	学習推進	0	0	0	
	学習情報	0	0	0	
	小計	0	0	0	0.0
行政その他	学習推進	2	233	235	
	学習情報	2	21	23	
	小計	4	254	258	44.6
計	学習推進	9	495	504	
	学習情報	3	72	75	
		12	567	579	100.0



(関係資料)

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例

平成14年10月15日

条例第69号

(設置)

第1条 県民の生涯学習、国際交流、男女共同参画の推進、介護の知識等の習得及び共生・協働の地域社会づくりに関する活動その他の県民の自主的な活動を促進するとともに、県民に交流の場を提供するための公の施設として、かごしま県民交流センター（以下「県民交流センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 県民交流センターは、鹿児島市に置く。

(施設)

第3条 県民交流センターに県民の生涯学習の促進及び視聴覚教育の振興のための中核的な施設としてかごしま県民大学中央センターを置く。

2 県民交流センターに県民の国際交流及び国際協力に関する活動を支援するための中核的な施設として鹿児島県国際交流プラザを置く。

3 県民交流センターに県民の男女共同参画の推進に関する活動を支援するための中核的な施設として鹿児島県男女共同参画センターを置く。

4 県民交流センターに県民の介護に関する知識及び技術の習得を支援するための中核的な施設として鹿児島県介護実習・普及センターを置く。

5 県民交流センターに県民の共生・協働の地域社会づくりに関する活動を支援するための中核的な施設として鹿児島県共生・協働センターを置く。

(使用の許可等)

第4条 県民交流センターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。以下同じ。）で別表に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた者が当該許可の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、県民交流センターの管理上必要と認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許可に係る施設（以下「許可施設」という。）の使用を中止し、又は終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 県民交流センターの施設、展示品又は植栽物（以下「施設等」と総称する。）を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、県民交流センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は許可施設の使用の中止を命ずることができる。

(1) 使用者が使用許可の内容又は使用許可に付された条件に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例の規定に違反したとき。

(3) 使用者が不正の手段によって使用許可を受けたとき。

(4) 公益上特に必要があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、県民交流センターの管理上特に必要があると認めるとき。

2 知事が前項の規定による処分をした場合において、当該処分により使用者に損害が生じても、県は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第4号又は第5号に該当することにより当該処分がなされた場合は、この限りでない。

(使用料)

第6条 許可施設の使用については、別表に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、知事が特別の理由があると認めた場合を除き、前納しなければならない。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還する。

(1) 前条第1項第4号又は第5号に該当することにより使用許可が取り消されたとき。

(2) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により許可施設の使用が不能となったとき。

(3) 使用者が使用開始前に使用許可の取消しを申し出て、知事がこれを認めたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第7条 知事は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(行為の禁止)

第8条 県民交流センターにおいては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失する行為

(2) たき火その他危険な行為

(3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、県民交流センターの管理上支障となる行為

2 知事は、前項各号に掲げる行為を行った者に対し、当該行為を制止し、又は県民交流センターからの退去を命ずることができる。

(施設等の原状変更の禁止)

第9条 使用者その他県民交流センターを利用する者は、施設等の原状を変更してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により施設等の原状を変更した者は、知事の指示に従い、施設等の使用終了後直ちに原状に回復しなければならない。

(行為の制限)

第10条 県民交流センターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 展示会、集会その他これらに類する催しを開催すること。

2 知事は、県民交流センターの管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者は、当該行為を中止し、又は終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(損害賠償)

第11条 第8条第1項各号に掲げる行為を行った者が当該行為により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。第9条の規定に違反して施設等の原状を変更し、又は原状回復を怠った者も、同様とする。

(罰則)

第12条 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して県民交流センターの施設を使用した者
- (2) 第8条第2項の規定による知事の制止に従わず、又は命令に違反した者
- (3) 第9条の規定に違反して施設等の原状を変更し、又は原状回復を怠った者
- (4) 第10条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鹿児島県立視聴覚センター設置条例（昭和54年鹿児島県条例第27号）
- (2) 鹿児島県国際交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成2年鹿児島県条例第29号）

3 鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）の一部を次のように改正する。
第2条中「第96条第1項第10号」を「第96条第1項第11号」に改める。

別表第1中 「

霧島国際音楽ホール	2月
-----------	----

」 を 「

霧島国際音楽ホール	2月
かごしま県民交流センター	2月

」
に改める。

別表第1中 「

霧島国際音楽ホール	6月
-----------	----

」 を 「

霧島国際音楽ホール	6月
かごしま県民交流センター	6月

」
に改める。

別表（第4条、第6条関係）
以下省略

附 則（平成18年3月28日条例第19号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第13号）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日条例第11号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第19号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第15条の規定による改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年10月14日条例第37号)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表の1の表の改正規定(同表中ホールの項の次に次のように加える部分を除く。)及び次項の規定は、公布の日から施行する。(平成29年3月規則第11号で、同29年8月1日から施行)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下この項において同じ。)の施行の際現に改正前のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の規定によりパソコン研修室第1又はパソコン研修室第2の使用許可を受けている者は、それぞれこの条例の施行の日に、改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の規定により小研修室第3又は中研修室第3の使用許可を受けたものとみなす。この場合において、当該使用許可を受けたものとみなされる者に係る使用料は、同条例別表の1の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月22日条例第22号)

1 この条例中第1条及び次項の規定は平成31年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は同年10月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、平成31年4月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、平成31年10月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。